

試訳・イタリア憲法院関連法規

井 口 文 男

はしがき

一 イタリア憲法訴訟研究の便宜に資するため、イタリア憲法院に関連する法規六本の翻訳を行なう。邦訳として、『イタリア国司法組織及び憲法裁判所制度関係法令集（最高裁判所事務総局、一般裁判資料第一三三号、一九五八）』、『イタリアの憲法裁判所』（憲法調査会事務局、憲資、司第四号、一九六一）があるが、必ずしも適切とは思われない訳が散見されること、更にその後の改正をも考慮してここに新たに訳出することに足らない部分が多々含まれている可能性は否定できない。試訳と断わった次第である。

一 イタリア共和国憲法第二章第六節の規定（参考のために冒頭に訳出した）からは、イタリアの憲法訴訟の類型は、いわゆる集中型であることが分かるのみであるが、ここに訳出した関連法規により前提問題型審査を基本に主要問題型審査を加味していることが明かになる。

一 出典は、G. Pescatore, F. Felicetti, G. Marziale, Costituzione e leggi sul processo costituzionale e sui referendum, Giuffrè, 1984 : a cura di M. Chivario, Codice della giustizia

costituzionale, Giuffrè, 1985 : Gazzetta ufficiale n. 13 del 17 gennaio 1989 であるが、条文の見出しは「六」を除いて訳者が付した。

イタリア共和国憲法（一九四八年）

第二部 共和国の組織

第六章 憲法保障

第一節 憲法院

第一三四条 【憲法院の権限】

憲法院は、次の事項につき、裁判する。

一 国と州の法律および法律の効力を有する行為の合憲性に関する争い。

二 国の諸権力間、国と州および各州間の権限争議。

三 憲法の規定による大統領に対する弾劾。

〔本条は一九八九年一月一六日憲法的法律第一号により改正〕

第一三五条 【憲法院の構成等】

- ① 憲法院は一五名の判事をもって構成する。その三分の一は大統領により、三分の一は国会の合同会議により、残りの三分の一は通常および行政の最高司法機関により選任される。
 - ② 憲法院の判事は、通常および行政の上級裁判機関の司法官（退職した者も含む）、大学の法学の正教授ならびに二〇年の職歴を有する弁護士の中から選ばれる。
 - ③ 憲法院の判事の任期は九年とする。その始期は宣誓の日からとし、再任されることがない。
 - ④ 任期終了とともに、憲法院の判事は、その職務と権限の行使を解かれる。
 - ⑤ 憲法院は、法律で定める規定にしたがい、その構成員の中から長官を選出する。長官の任期は三年とし、再選が許されるが、判事としての任期中に限られる。
 - ⑥ 憲法院の判事の職は、国会議員、州議会議員、弁護士としての職務行使および法律で指定する職務のすべてと兼ねることができない。
 - ⑦ 大統領に対する弾劾の裁判においては、憲法院の判事に加えて、元老院議員の被選資格を有する市民の名簿の中からくじで選出される一六名の判事が参加する。この名簿は、国会が、憲法院の判事の選任と同じ方式で、九年ごとに作成する。
〔本条は一九六七年十一月二日憲法的法律第二号、一九八九年一月一六日憲法的法律第一号により改正〕
- 第一三六条 「憲法院の判決の効力等」**
- ① 憲法院が、法律または法律の効力を有する行為の規定の違憲性を宣告したときは、その規定は判決の公布の日の翌日から効力を失う。

- ② 憲法院の判決は公布され、両議院および関係州議会に通告される。両議院および関係州議会は、必要とみなしたときは、憲法上の措置をとるものとする。
- 第一三七条 「憲法的法律、通常法律への委任、憲法院判決の上訴不可能性」**
- ① 合憲性に関する裁判提起の条件、形式、期間および憲法院の判事の独立の保障は、憲法的法律で定める。
 - ② 憲法院の組織および運営に必要なその他の規定は、通常法律で定める。
 - ③ 憲法院の判決に対しては、上訴は認められない。
- 「一」 憲法院の合憲性の裁判および独立の保障に関する規定（一九四八年二月九日憲法的法律第一号）**
- 第一条 「国の法律等の前提問題型審査」**
- 裁判の進行中に職権により提起された、または当事者の一方の申立てにより、かつ、裁判官により明白に理由なしとは認定されなかった共和国の法律または法律の効力を有する行為の合憲性の問題は、その決定のために憲法院に移送される。
- 第二条 「国の法律等の主要問題型審査、州の法律の前提問題型・主要問題型審査」**
- ① 共和国の法律または法律の効力を有する行為が憲法により州に付与された権限の範囲を侵害すると州がみなした時は、その州は、州参事会の議決により、当該法律または法律の効

力を有する行為の公布の日から三〇日以内に、合憲性の訴えを憲法院に提起することができる。

② 州の法律は、前条および憲法第一二七条に定める場合と形式による他、当該法律により自己の権限を侵害されたとみなす他の州によっても、これを合憲性の審査に付すことができる。訴えは、当該法律の公布の日から六〇日以内に、州参事会の議決に基づいて、これを行なう。

第三条 「憲法院判事の身分保障」

① 一九六七年一月二三日憲法的法律第二号により削除

② 憲法院の判事は、心身の故障、民事上の無能力またはその職務の重大な懈怠を理由とする憲法院の決定によるのでなければ、その職を免ぜられ、または停止されることがない。

③ 憲法院の判事は、在任中、憲法第六八条二項により両議院の議員に付与されている特権を享有する。当該条項に定める許諾は憲法院により与えられる。

第四条 「施行」

本憲法的法律は共和国官報による公布の日の翌日から施行する。

「二」 憲法院に関する憲法規定の補充規定（一九五三年三月一日憲法的法律第一号）

第一条 「憲法院の権能の行使」

憲法院は、憲法典、一九四八年二月九日憲法的法律第一号および当該憲法規定を実施するために最初に制定された法律

の定める形式、制限および要件の下で、その権能を行使する。

第二条 「人民投票の認可の審査」

① 憲法第七五条により提出された廃止的人民投票の要求が、同条二項の定めるところにより認可されるか否かの審査は憲法院の権限とする。

② 前項の審査の方式は、人民投票の施行を規律する法律により定められるものとする。

第三条 一九六七年一月二三日憲法的法律第一号第七條により削除

第四条 「同前」

第五条 「憲法院判事の免責」

憲法院の判事は、その職務の遂行中に表明した意見および表決につき、問責をうけることがなく、訴追されることもできない。

第六条 「憲法院判事の報酬」

憲法院の判事は、通常裁判所の最高の司法官の報酬より少なくなかつ、法律で定める月額報酬を受け、

第七条 「憲法院判事の免職・停職」

憲法院の判事は、一九四八年二月九日憲法的法律第一号第三條により、会議に出席した構成員の三分の二の多数による憲法院の議決に基づいてのみ、その職を免ぜられ、または停止されることができ、

第八条 「憲法院判事の失職」

憲法院の判事が六か月にわたりその職務を遂行しないときは、その職を失う。

第九条 「裁判手続の短縮」

憲法院の長官は、必要とみなしたときは、理由を付した措置により、裁判手続の期間を二分の一まで短縮することができる。

第二〇条 〔一九六七年十一月二日憲法的法律第二号第七條により削除〕

第二一条 「憲法院の補充判事の身分保障」

第五條および第六條の規定は、憲法第一三五條七項に基づき国会が選出する市民に対しても、その者が憲法院においてその職務を遂行する期間に限り、これを適用する。

第二二条 「大統領の弾劾」

① 叛逆罪および憲法侵害罪を理由とする共和国大統領に対する弾劾は、両議院規則の定める上院および下院の訴追許諾審査会の委員により構成される部会の報告に基づき、国会の合同会議において議決される。

② 上院審査会長または下院審査会長は、各立法期ごとに交互に、前項に定める部会を主宰する。

③ 第一項の規定は、内閣総理大臣、各大臣およびその他の者が憲法第九〇條に定める犯罪に関与した場合にも適用される。

④ 共和国大統領の弾劾が議決されたときは、憲法院はその職務を停止する措置をとることができる。

〔本條は一九八九年一月一六日憲法的法律第一号第三條により改正〕

第二三条 「弾劾委員の選出」

① 国会の合同会議は、共和国大統領を弾劾するにあたり、議

員を含む者の中から、弾劾を進行する一名または数名の弾劾委員を選出する。

② 弾劾委員は、憲法院において、検察官の職務を遂行し、すべての予備手続に立会う権能を有する。

〔本條は一九八九年一月一六日憲法的法律第一号第二二條一項により改正〕

第二四條 〔一九八九年一月一六日憲法的法律第一号第二二條一項により削除〕

第二五條 「弾劾の裁判」

① 共和国大統領の犯した憲法侵害および叛逆罪に対して、憲法院は、有罪の判決を宣告する場合、犯罪事実のときに効力を有する法律で定める刑の最高限度の範囲内で刑事制裁を決定し、さらに犯罪事実に対応する憲法上、行政上および民事上の制裁を決定する。

② 〔一九八九年一月一六日憲法的法律第一号第二二條一項により削除〕

〔三〕 憲法第一三五條の改正および憲法院に関する規定（一九六七年十一月二日憲法的法律第二号）

第一條 「憲法第一三五條の改正」

憲法第一三五條を次のように改正する。

〔略―現行憲法第一三五條を参照せよ〕

第二條 「憲法院判事および補充判事の資格審査」

憲法院は、その判事および憲法第一三五條七項により国会

が選出する市民の資格要件につき、その構成員の絶対多数で議決する権限を有する。

第三条 「国会指名の憲法院判事」

国会の指名する憲法院の判事は、国会合同会議において、秘密投票により、その構成員の二分の二の多数で選出される。第四回目以降の投票においては、構成員の五分の三の多数で選出される。

第四条 「最高司法機関指名の憲法院判事」

① 法律で定めるところにより実施される、通常および行政の最高司法機関が指名権を有する憲法院の判事の選出においては、その構成員の絶対多数を超えた最多得票者が選出されるものとする。

② 第一回の投票において前項に定める過半数を獲得した者がないときには、得票の上位の者から、選出すべき判事の二倍の候補者を定め、この者の間での決戦投票を翌日に行なう。この場合には、相対多数を得た者が選出される。

③ 得票数が等しいときには、年長者が選出され、または決戦投票の候補者となる。

第五条 「憲法院判事の失職後の措置」

① 憲法院の長官は、任期以外を理由とする判事の失職が生じたときは、その後任を指名する権限を有する機関に、ただちに通知する。

② いかなる理由にせよ判事の空席が生じた場合には、その日から一か月以内に後任の選出を行う。

第六条 「本法律施行前の憲法院判事の地位」

① 本法律の施行前において指名された憲法院の判事は、各々宣誓の日から起算して一二年間その職に留まり、再任されることのできない。

② 前項の場合には、憲法第一三五条四項が適用される。

第七条 「廃止規定」

① 憲法の経過および補則規定第七条三項、一九四八年二月九日憲法的法律第三条一項、一九五三年三月一日憲法的法律第一号第三条、第四条、第一〇条、一九五三年三月一日法律第八七号第三条一項、二項、第六条四項は廃止される。

② 本法律と抵触する、または両立不可能な他のすべての規定も廃止されるものとする。

〔四〕 憲法院の構成および機能に関する規定（一九五三年三月一日法律第八七号）

第一編 憲法院の構成

第一条 「憲法院判事の員数」

憲法院は一五名の判事により構成され、次のように指名される。通常および行政の最高司法機関により五名、国会の合同会議により五名、共和国大統領により五名。

第二条 「通常および行政の最高司法機関による指名」

① 通常および行政の最高司法機関が指名の権限を有する憲法院の判事は次のように選出される。

a 破毀院長官が主宰し、破毀院付檢察長官、破毀院部長、破

毀院付検事、破毀院評定官および破毀院付代理検事よりなる合議体から三名。

b 國務院長官が主宰し、國務院部長および國務院評定官よりなる合議体から一名。

c 会計検査院長官が主宰し、会計検査院部長、会計検査院評定官、会計検査院付検察長官および次席検察長官よりなる合議体から一名。

② 各合議体の構成員は、合議体の選出すべき判事の数と同数の候補者に投票することができる。右の数を超える候補者名は記載されなかつたものとみなす。

③ 当選者の氏名は、各合議体の議長から憲法院長官、国会の両院議長および共和国大統領にただちに通知される。

第三条 **【国会による指名】**

① 「一九六七年十一月二十二日憲法的法律第二号第七条により削除」

② **【同前】**

③ 各投票の後、定められた多数を得た者を当選者とし、順次これを宣告する。

④ 国会の選出した判事の氏名は、下院議長より共和国大統領および憲法院長官にただちに通知される。

第四条 **【共和国大統領による指名】**

① 共和国大統領が指名の権限を有する憲法院の判事は、大統領令により指名される。この大統領令には内閣総理大臣が副署する。

第五条 **【憲法院判事の宣誓】**

憲法院の判事は、その職に就くに先立ち、国会の両院議長の列席の下に、共和国大統領の手に憲法および法律の遵守を宣誓する。

第六条 **【憲法院長官】**

① 憲法院は、その構成員の過半数により、長官を選出する。

過半数を得た者がいない場合は再投票を行なう。再投票によつても当選者が決まらない場合は、最多得票の候補者の間で決戦投票を行ない、多数を得た者を当選者として宣告する。

② 得票同数の場合は、在職年数の長い者を、またこの者を欠くときは年長者を当選者として宣告する。

③ 長官の指名は、選出された長官自身から共和国大統領、国会の両院議長および内閣総理大臣にただちに通知する。

④ 「一九六七年十一月二十二日憲法的法律第二号第七条により削除」

⑤ 長官は、就任後ただちに、事故のある場合に必要期間中長官を代理する一名の判事を指定する。

第七条 **【兼職禁止】**

① 憲法院の判事は、他の公私の職務に就くことまたはそれを保持し続けることはできず、専門的、商業的もしくは工業的活動を営みまたは営利を目的とする会社の取締役もしくは監査役の職務を行なうことはできない。

② 現に司法官職にある判事または大学の教授は、憲法院に所属する期間中、その職務を継続して行なうことはできない。

③ 前項に掲げる者は、退職年齢に達しないうちは、その在任期間中定員外におかれるものとする。

④ 大学の正教授が憲法院の判事の職務を終了したときは、従前の勤務地の過員として原職に復帰する。ただし、原職復帰後の三か月以内に同一大学の他の学部または他大学の過員として招請されることもできる。いずれの場合においても当該学部は、利害関係者の同意の下に、当該教授が、高等教育に関する統一法典（一九三三年八月三十一日勅令第一五九二号）第九三条三項および四項により他の科目の講義を担当するよう求めることができる。この場合には、文部大臣は公教育最高会議第一部の意見を求めなければならない。

〔本項は一九五八年三月一八日法律第三二一号第二七条により改正〕

④ 憲法院の判事は競争試験の審査委員会の委員となること、大学の教職に就くこと、および地方選挙または国政選挙の候補者となることができない。

第八条 「政党に関わる活動の禁止」

憲法院の判事は政治結社または政党に関わる活動を行なうことができない。

第九条 「訴追・逮捕の許諾」

憲法院の判事を訴追し、または逮捕するための許諾を求める請求は、司法大臣を通じて憲法院に送付される。

第一〇条 「補充判事の失格」

① 憲法院は、憲法第一三五条七項により国会が選出する市民が、その選出の後に被選資格を喪失しまたは兼職禁止となつたときには、通常の判事の参加のみにより、その失格を宣告する。

② 前項の憲法院の決定は、後任の選出のために国会の両院議長に通知される。

第一条 「憲法院の処分」

憲法院が通常の判事および補充判事に対してなすすべての処分は、評議部においてその構成員の過半数により議決される。この処分には理由を付し、かつ、第十九条に定めるところによりこれを公示する。

第二条 「憲法院判事の報酬」

① 憲法院の判事は、通常裁判所の最高職に位置する司法官が受ける待遇の総額に相当する報酬を、すべて等しく受ける。長官にはこの他、報酬の五分の一にあたる管理職手当が支給される。

② 前項の報酬は、各判事が憲法院判事に指名される前に国家公務員または他の公共団体の職員たる資格において現職または休職中に受けていた報酬に代わるものとする。

③ 憲法第一三五条七項の規定により選出された判事には、通常の判事の月額報酬の三〇分の一にあたる日当が勤務日数に応じて支給される。

第三条 「証人尋問等」

憲法院は証人の尋問を行なうことができ、他の法律の禁止にもかかわらず、文書または記録の提出を求めることができる。

第四条 「規則、内部規律」

① 憲法院は、その構成員の過半数で可決した規則により、その職務の遂行に関わる事項を定めることができる。この規則

は官報に公布する。

② 憲法院は、前項の目的のため国会の定める法律により計上された資金の限度内で、支出、職務および部局の管理を行ない、かつ、各部局の職員の数、資格および給与を適切な設置基準で定め、さらに職員の権限、権利および義務を定める。

③ 憲法院は、その職員の不服申立てにつき裁決する専属管轄権を有する。

④ 憲法院は、その組織の範囲内において、長官官房および判事事務局の構成を、中央行政組織に関する規定を考慮して定めるものとする。この官房および事務局には中央行政組織に所属する人員を配置することができる。

第二編 憲法院の権能

第一章 訴訟手続に関する総則

第十五条 「審理の公開」

憲法院の審理は公開とする。ただし、公開により国家の安全、公の秩序もしくは道徳を害するおそれのあるとき、または公衆が静穏を乱すおそれのある言動をなすときは、非公開で審理を進める措置をとることができる。

第十六条 「審理」

① 憲法院の構成員は審理に参加する義務を負う。ただし正當な理由により参加できないときはこの限りでない。

② 憲法院は少なくとも一名の判事の参加により職務を遂行

する。

③ 決定は、審理の行なわれた全期日に出席した判事による評議部において評議され、投票の絶対多数により評決される。可否同数のときは長官の定めるところによる。ただし、弾劾裁判の場合はこの限りでない。

第十七条 「調書」

① 書記官は憲法院の期日に出席し、長官の指揮の下に調書を作成する。

② 調書には審理を主宰する者および書記官が署名する。この調書は、当事者の明示の請求がなされた場合を除いて、朗読されない。

第十八条 「判決、命令」

① 憲法院は判決をもって終局的に裁判する。その権限に属する他のすべての処分は命令によって行なう。

② 長官の処分は長官令により行なう。

③ 判決はイタリア人民の名において言渡され、事実および法に関する理由を示すほか、主文、判決の期日ならびに判事および書記官の署名を含むものでなければならない。

④ 命令には簡単な理由を付す。

第十九条 「決定の寄託」

憲法院の決定は憲法院書記局に寄託され、何人もこれを閲覧でき、その謄本を得ることができる。

第二十条 「訴訟手続への参加」

① 憲法院における訴訟手続においては、当事者の代理および弁護は破毀院における弁護資格を有する弁護士にのみ依頼す

ることができる。

- ② 国および州の機関は裁判に参加する権利を有する。
- ③ 政府は、内閣総理大臣またはその指定する大臣本人が参加する場合においても、国事弁護士またはその代理人により代理され、弁護される。

第二十一条【訴訟費用の免除】

憲法院における訴訟手続行為は、いかなる種類の手数料をも免除する。

第二十二条【準用】

- ① 憲法院における訴訟手続においては、弾劾裁判の場合を除き、国務院における訴訟手続に関する規則の規定も準用される。

- ② 憲法院は、その規則により補充規定を定めることができる。

第二章 合憲性の問題

第二十三条【前提問題型審査】

- ① 司法機関における裁判の進行中に、当事者の一方または検察官は、以下の事項を表示して、特定の申立てにより合憲性の問題を提起することができる。

a 国もしくは州の法律または法律の効力を有する行為の規定に違憲の瑕疵があること。

b 憲法または憲法的法律の規定が侵害されたと認められること。

- ② 司法機関は、訴訟が合憲性の問題の解決と切り離しては決

定することができないとき、または提起された問題が明白に理由なしとは認めたいときには、その問題を提起した申立ての事実および理由を記載した命令を発し、事案をただちに憲法院に移送し進行中の裁判を停止する。

- ③ 合憲性の問題は、訴訟が係属している司法機関が、本条一項 a および b ならびに前項に定める事項を含む命令をもって、職権により提起することができる。

④ 司法機関は、憲法院への移送命令が口頭弁論において朗読されなかったときは、右の命令を書記局の責任において当該事件の当事者およびその参加が義務的であるときは検察官に送達し、さらに問題になっているのが国の法律もしくは法律の効力を有する行為であるか、または州のそれであるかに応じて、内閣総理大臣または州知事に送達することを命ずる。右の命令は、書記官により、国会の両院議長または関係する州議会議長にも通知する。

第二十四条【棄却の命令】

- ① 違憲の抗弁を明白に重要性なしまたは理由なしとして棄却する命令には適切な理由を付さなければならない。

② 右の抗弁は訴訟のその後のいかなる審級の開始にさいしても再提起することができる。

第二十五条【移送命令の公示】

① 憲法院の長官は、合憲性の裁判を促す司法機関の命令が憲法院に到達したときはただちに右の命令を官報に公示し、必要あるときは関係する州の公報に公示する。

- ② 第二三条により命令が送達されてから二〇日以内に、当事

者は書記局に寄託された文書を調査し、自己の主張書面を提出することができる。

③ 前項と同一期間内に、内閣総理大臣および州知事は裁判に参加し、自己の主張書面を提出することができる。

第二六条 【予審・審理・判決】

① 前条に定める期間が経過したときは、憲法院の長官は予審および報告のために一名の判事を指名し、これに引続く二〇日以内に審理のために憲法院を招集する。

② 当事者構成がなされないとき、または申立てが明白に理由のない場合には、憲法院は評議部において決定することができる。

③ 判決は、決定が下された後二〇日以内に書記局に寄託されなければならない。

第二七条 【違憲の宣言】

憲法院は、法律または法律の効力を有する行為の合憲性の問題に関する申立てまたは訴えを認容するときは、申立てまたは訴えの限度内で、いずれの規定が違憲であるかを宣言する。憲法院は、さらに、言渡した決定の結果からいずれの他の規定が違憲とされるかを宣言する。

第二八条 【国会の裁量】

法律または法律の効力を有する行為に対する憲法院の合憲性の統制においては、政治的性質のいかなる判断および国会の裁量権の行使に対するいかなる審査も排除される。

第二九条 【判決・命令の送付】

法律もしくは法律の効力を有する行為の合憲性の問題に関

して言渡す判決または違憲の抗弁を明白に理由なしと宣言する命令は、書記局に寄託されてから二日以内に、文書とともに憲法院書記官の責任において裁判を促した司法機関にこれを送付する。

第三〇条 【違憲判決の公示と効力】

① 国または州の法律もしくは法律の効力を有する行為の違憲性を宣言する判決は、その書記局への寄託から二日以内に、司法大臣または州知事に職権により送付し、そして一〇日を超えない期間内にただちに公示する。

② 前項のほか、判決は、寄託の日から二日以内に、両議院および関係する州議会に通知し、右の機関が必要と認めるときはその権限に属する措置をとる。

③ 違憲と宣言された規定は、決定の公示の翌日から適用することができない。

④ 違憲と宣言された規定を適用して有罪の確定判決が言渡されていたときは、刑の執行および刑事上のすべての効果は消滅する。

第三一条 【州の法律の主要問題型審査】

① 州の法律の合憲性の問題は、憲法第一二七条四項により、当該法律が州議会により再度可決された旨の通知を内閣総理大臣が州知事より受けた日から一五日以内に提起することができる。

② 前項の問題は、閣議の事前の決定に基づき内閣総理大臣が憲法院に直接の訴えにより提起し、前項に定める期間内に州知事に送達する。

③ 前項の訴えは、送達から一〇日以内に憲法院書記局に寄託されなければならない。

第三条 【国の法律等の主要問題審査】

① 国の法律または法律の効力を有する行為の合憲性の問題は、当該法律または行為により憲法および憲法的法律に定める州の権限領域が侵害されたとみなす州により提起することができる。

② 前項の問題は、州参事会の事前の議決に基づき州知事が憲法院に直接の訴えにより提起し、当該法律または行為の公布の日から三〇日以内に内閣総理大臣に送達する。

③ 前条三項は本条に適用する。

第三条 【州の法律の他の州による訴え】

① 州の法律または法律の効力を有する行為の合憲性の問題は、一九四八年二月九日憲法的法律第一号第二条二項に基づき、当該法律により自己の権限領域が侵害されたとみなす他の州により提起することができる。

② 前項の問題は、州参事会の事前の議決に基づき州知事が憲法院に直接の訴えにより提起し、当該法律の公布の日から六〇日以内に訴えの対象たる法律を定めた州の知事および内閣総理大臣に送達する。

③ 前項の訴えは、最終の送達の日から一〇日以内に憲法院書記局に寄託しなければならない。

第四条 【準用】

① 第三二条、第三二条および第三三条による合憲性の問題の訴えは、第二三条一項に定める表示を含むものでなければなら

ない。

② 第二三条、第二五条および第二六条に定める規定は本条に準用する。

第五条 【州の法律の正当性の問題】

① 政府が、州議会の可決した法律が国の利益または他の州の利益に反するとして問題を両議院に提起するときは、当該州は、憲法第一二七条に定める権限の決定を憲法院に直接の訴えにより提起することができ、政府が両議院に問題を提起した日から一五日以内に内閣総理大臣および国会の両院議長に送達する。

② 第三二条の規定は本条に準用する。

第六条 【トレンティノ・アルト・アディジェ州の特例】

① 本章および第二〇条の規定は、トレンティノ・アルト・アディジェ特別州の憲章に定める不服申立ての場合にも準用する。

② 前項の州およびその機関に関する規定がある場合には、その州の二つの県の一つが関係するときは当該県およびその機関にも右の規定が適用される。

第三章 権限争議

第一節 国の諸権力間の権限争議

第七条 【提訴権者・手続】

① 国の諸権力間の争議は、それが自己の所屬する権力の意思を最終的に宣言する権限を有する機関の間で、かつ、憲法の

定める諸権力の権限領域を画定するために生じた場合には、憲法院がこれを解決する。

- ② 裁判管轄の問題に関する現行の規定は従前のままとする。
- ③ 憲法院は、訴えの認容性につき評議部において命令により評決する。

- ④ 憲法院は、その解決が自己の権限に属する争議事項であるとみなすときは訴えを認容すべきものと宣言し、関係機関にこれを送達する。

- ⑤ 第二三条、第二五条および第二六条の規定は本条に準用する。

- ⑥ 第二〇条三項に定める場合を除き、関係機関は、自ら出頭しないときは、高等司法機関において弁護資格を有する自由業者に弁護および代理をなさしめることができる。

第三八条 **〔憲法院の決定〕**

憲法院は、紛争の対象たる権限がいずれの権力に帰属するかを宣言することにより当該争議を解決し、かつ、無権限の取柄ある行為がなされていたときはこれを取り消す。

第二節 国と州および各州間の権限争議

第三九条 **〔提訴・期間・手続〕**

- ① 州がその行為により、憲法により国または州に付与された権限領域を侵害するときは、国またはそれぞれ関係する州は権限の規正を求めて訴えを起すことができる。同様に、州の憲法上の権限領域が国の行為により侵害されたときは、当該州は訴えを起すことができる。

- ② 提訴期間は、訴えの対象たる行為の送達もしくは公示のときまたはその行為を知ったときから六〇日とする。

- ③ 訴えは、国の場合は内閣総理大臣またはその指定する大臣が、州の場合は州参事会の議決に基づいて州知事が提起する。
- ④ 権限の規正の訴えは、権限争議の発生の態様を表示し、権限領域を侵害した行為ならびに侵害されたとみなす憲法および憲法的法律の規定を特定しなければならぬ。

第四〇条 **〔執行停止〕**

国と州の間または各州間の権限争議の原因となった行為の執行は、重大な事由のある場合には、憲法院の理由を付した命令により、訴訟の係属中これを停止することができる。

第四一条 **〔準用〕**

前二条に定める権限の規正の訴えに対しては、第二三条、第二五条、第二六条および第三八条の規定が準用される。

第四二条 **〔トレンティーン・アルト・アディジェ州の特例〕**

州およびその機関に関する本節の規定はトレンティーン・アルト・アディジェ州の二つの県に対しても準用する。

〔第四三条から第五三までは一九六二年一月二五日法律第二〇号第三五条により削除〕

経過規定

一 憲法院は本法律の公布から一か月以内に発足する。このため、通常および行政の最高司法機関、国会ならびに共和国大統領は各々の権限に属する判事の指名を行なう。通常および行政の最高司法機関の権限に属する判事の指名は、本法律の

公布から一か月以内に、国会の権限に属する判事の指名は四十五日以内に行なわなければならない。通常および行政の最高司法機関により選出された者の氏名は、各合議体の長から国会の両院議長ならびに共和国大統領にただちに通知される。国会により選出された者の氏名は、共和国大統領にただちに通知される。共和国大統領は官報に公布される大統領令により判事を召集する。

前項に定める期間内に、国会は憲法第一三五条七項に定める憲法院の構成員を選出する。

二 法律および法律の効力を有する行為の合憲性に関する訴えを提起し、憲法院の設立前に公布された行為に不服申立てをするために定められた期間は、憲法院の最初の集会を定める大統領令の日から起算する。

三 憲法院は、第一四条の設置基準が定められるまでは、中央行政組織に属する職員を使用する。

四 国庫大臣は、省令により本法律の実施のために必要な予算変更の措置をとる権限を有する。

〔五〕憲法院一般規則（一九六六年一月二〇日憲法院決定）

第一章 憲法院および判事

第一条 「所在地」

① 憲法院はローマのコンスタタ宮を所在地とする。

② 所在地内の警察権は憲法院に属する。

第二条 「警察権」

① 警察権は長官により行使され、長官はそのため憲法院の衛視を指揮する。長官は、警察力の行使が必要な場合には権限ある当局と協議することができる。

② 警察等は、長官の命令によるのでなければ憲法院の所在地に入ることができない。

第三条 「侮辱罪」

憲法院の所在地において、憲法院に対し、またはその構成員が職務を行なうに際しもしくはその職務を理由として侮辱罪を構成する事実が行なわれた場合には、長官はその実行者の即時逮捕と権限を有する当局への引渡しを命ずることができる。

第四条 「関係者の席」

法廷内には国会の両院議長、内閣総理大臣および州知事用の席が設けられる。

第五条 「裁判外の会議」

① 裁判外の憲法院の招集は、会議の少なくとも五日前に長官が議事日程を送付することによりこれを行なう。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

② 条文の形で起草され、考査および規則委員会の意見の添付された規則草案は、その議事が予定されている会議の少なくとも八日前に判事に通知されるものとする。

③ 長官は会議を開閉し、議事を整理する。長官の指名する一名の判事が議事録を作成し、保管する。議事録には採択され

た決定のみが記載され、かつ、各判事は自己の反対意見の記載を求めることができる。

④ 憲法院は、意見の聴取を適当とみなす者の出頭を求めることができる。

第六条 「自律権の行使・会議への出席義務・議決」

① 憲法院は、憲法上の機関の自律性に固有な権限を合議体により行使する。ただし、法律および規則によりその権限の行使が憲法院の機関に帰属する場合にはこの限りでない。

② 判事は、正当な理由による場合を除いて、憲法院の会議に出席する義務を負う。

③ 裁判外の憲法院の会議は、少なくとも九名の判事の出席がなければ成立せず、決定は出席者の過半数でなされる。規則に関する決定は八名以上の賛成を必要とする。

第七条 「長官の選出」

① 長官の選出は、前任の長官または最年長の判事の主宰の下に秘密投票により行なわれる。

② 開票の任は最年少の二名の判事が行なう。

③ 当選の宣告が行なわれると、開票責任者は投票用紙を破棄する。

第八条 「任期の終了」

① 判事の任期が終了すると、長官は当該判事を指名した機関に通知する。

② いずれにせよ、判事の任期の終了については共和国大統領および国会の両院議長にも報告がなされる。

第九条 「一九六九年七月七日憲法院決定第二条により削除」

第一〇条 「同前」

第一条 「資格審査」

① 判事の資格要件に関する憲法院の決定は書記局に寄託される。

② 憲法第一三五条により指名される市民の資格要件とくじに関する規定は、憲法院における刑事手続きに関する規則に含まれる。

第二条 「資格審査の通知・宣誓」

① 憲法院が判事の資格の有効性を確認した後に、長官はその旨を当該判事の出身機関の長に通知する。いずれにせよ、同様の通知が共和国大統領および国会の両院議長に対してなされる。

② 前項の通知の後、判事は宣誓をなすことが認められる。

第三条 「就任と古参順」

① 判事の就任は宣誓の日になされ、かつ、在職年数はその日から起算する。

② 同日に宣誓がなされた判事の間では、年長者を古参の者とす。

第四条 「兼職禁止の決定」

判事の兼職禁止に関する問題は憲法院が専属的に決定する。

第五条 「訴追・逮捕の許諾」

① 一九四八年二月九日憲法的法律第一号第三条三項に定める許諾の請求が憲法院に提出された場合には、長官は報告のために三名の判事からなる委員会を指名し、請求が提出された日から三〇日を超えない期間中に憲法院の会議を開く。

- ② 前項の請求と会議の招集は当該判事に通知され、また当該判事は長官官房に寄託された文書を閲覧することができる。
- ③ 前項の判事は意見書を提出することができ、かつ、要請により意見を聴取される権利を有する。
- ④ 憲法院の決定は秘密投票により行なわれ、書記局に寄託される。

第一六条 【免職・停職・失職】

- ① 一九四八年二月九日憲法的法律第一号第三条ならびに一九五三年三月一日憲法的法律第一号第七条および第八条により判事の停職または免職または失職の宣告の手続きに入らなければならぬときは、長官は長官官房の事前の決定にもとづき憲法院を招集する。

- ② 前項の場合には前条の規定が準用される。

第一七条 【辞任】

- ① 判事の辞任は憲法院に提出されねばならない。

- ② 前項の辞任を認める憲法院の決定は書記局に寄託される。

第一八条 【一九六九年七月七日憲法院決定第一条により削除】

第一九条 【報酬・手当】

判事の報酬および手当は憲法院の予算に計上する。

第二〇条 【名譽判事】

任務を終了した判事が、少なくとも四年以上在職した場合には、名譽判事の称号を受ける。

第二一条 【名譽判事の特権】

- ① 名譽判事は、判事専用の憲法院図書室を利用し、コンスルト宮内にある診療所を利用する権利を有する。後者の権利は、

健康保険に加入している名譽判事の家族にも付与される。

- ② 憲法院は、一九五二年一月九日大統領令第一五〇二号に定めるのと類似の便宜を名譽判事に保障する。

第二章 長官の権限、長官官房および委員会

第二条 【長官の権限】

長官は憲法院を代表し、これを招集し、委員会の活動を統轄し、法律および規則により付与されたその他の権限を行使する。

第二条の二 【副長官】

一九五三年三月一日法律第八七号第六条五項により長官の指定した判事は、副長官の称号を受ける。

第三条 【長官および副長官の欠缺】

長官および副長官が欠けた場合には、最年長の判事が憲法院を主宰する。

第四条 【副長官等の序列】

副長官または公式の儀式において長官を代理するよう指定された判事には、長官の地位に伴うすべての効果が帰属する。

第五条 【長官官房】

- ① 長官官房は長官、副長官および憲法院が秘密投票で二年の任期をもって選出する四名の判事により構成される。憲法院の調書を作成し保管する任にあたる書記たる判事は当然に長官官房の構成員である。
- ② 長官官房の会議は、その構成員の四名が出席しなければ開

かれない。

③ 官房長は会議録作成の任にあたることができる。

第二六条 【長官官房の権限】

長官官房は予算および決算を作成し、憲法院の決定を執行し、憲法院の招集を求められない緊急の場合および憲法院の会議後に発生した緊急の場合には憲法院の権限に属する財政上の処分を行なう。ただし、この処分は憲法院の事後の承認を必要とする。長官官房は、さらに、憲法院規則により付与されたその他の権限を行使する。

第二七条 【委員会】

- ① 長官官房選出後の会議において、憲法院は審査および規則委員会ならびに図書委員会の選出を行なう。
- ② 各委員会は三名の判事により構成され、年長の判事がこれを主宰する。図書委員会には、顧問の資格で二名を超えない名譽判事の参加を求めることができる。
- ③ 各々の事項につき権限を有する事務局長が秘書の職務を行なう。
- ④ 委員会の任期は二年とする。

第二八条 【審査および規則委員会】

審査および規則委員会は審査局を指揮し、規則の適用を監守し、その適宜の改正を提案し、憲法院または長官官房の求めにより訴訟上・運営上の手続規定の草案を作成し、運営規則の解釈上の問題に意見を述べ、憲法院判決・命令公式集の刊行を監督し、および憲法院の活動報告を定期的に準備する。

第二九条 【図書委員会】

図書委員会は図書室を管理し、関連規則案を作成する。

第三章 補則

第三〇条 【規定の公布】

合憲性の判断および権限争議に関する規定、憲法院における刑事手続きに関する規定および憲法院の職員の訴えに対する専属的裁判に関する規定は、憲法院により決定され、共和国官報に公布される。

第三一条 【運営規則等】

部局の組織、憲法院の職員の法的・経済的地位に関する規定および関連する設置基準ならびその他のすべての運営規則は、権限を有する委員会の意見をふまえ長官官房の提案にもとづき憲法院が承認する。

第三二条 【公布・施行】

本規則は、一九五八年四月二十二日に憲法院が決定し一九五八年五月三日の官報第一〇七号特別版に公布された規則に代わるものであり、公布後一五日日から施行する。

【六】 憲法院における訴訟に関する補充規則（一九五六年三月一六日憲法院決定）

第一章 裁判の進行中における合憲性の問題

第一条 【送達された命令の移送】

事件が係属している単独または合議体の裁判官が合憲性の裁判を促す命令は、文書および一九五三年三月一日法律第八七号第二三条の定める送達および通知の証明とともに憲法院に送付されなければならない。

第二条【命令の公示と登録】

① 憲法院の長官は、命令および送達の真正を確認した場合に、右の命令を共和国の官報および必要があれば州の公報に公示する措置をとる。

② 長官は、さらに、一九五三年三月一日法律第八七号第二三条に定める国会の両院議長への通知が行なわれたか否かを確認する。

③ 前項の法律第二三条の命令が憲法院に到達したときは、右の命令は書記官により送達ならびに共和国官報および関係州の公報への公示の日付を該当欄に付して一般登録簿に登録される。

第三条【当事者構成】

① 憲法院における訴訟の当事者構成は、一九五三年三月一日法律第八七号第二五条二項に定める期間内にローマの住所の選定を添付した特定代理委任状および主張書面を書記局に寄託することにより行なわれる。代理委任は、主張書面の原本の下欄または余白に弁護人の自署による証明を副えた当事者の署名をなすことにより行なうこともできる。同一期間内に、合憲性の裁判に関する新しい書面を提出することができる。

② 前項の期間には、最終の送達の日から命令が共和国官報に

公示された日までの日数は算入しない。

第四条【内閣総理大臣および州知事の訴訟参加】

① 内閣総理大臣の訴訟参加は、国事弁護士またはその代理人の署名した主張書面の寄託により行なわれる。

② 州知事の訴訟参加は、主張書面に加えて、ローマの住所の選定を添付した前条の特定代理委任状を寄託することにより行なわれる。

③ 書記官は、構成当事者に訴訟参加を通知する。

第五条【送達および通知】

① 書記官の責任でなされる送達は、必要があれば長官の許可を得て憲法院の職員がこれをなすことができる。

② 通知は、書記官が受領証と引換に書状を名宛人に交付し、またはローマの選定住所宛に受領証明付書留を送付することによりこれをなす。

第六条【訴訟書類の寄託】

① 合憲性の裁判に関する各当事者の文書および記録は、憲法院の構成員と当事者の数だけ通常用紙に複写して書記局に寄託されなければならない。

② 書記官は、必要枚数に達し明確で読解可能な文字で書かれていなければ、合憲性の裁判に関する文書および記録を受理することができない。

第七条【予審および報告判事の指名】

一九五三年三月一日法律第八七号第二五条二項に定める期間が経過したときは、長官は予審および報告のために一名の判事を指名する。書記官は、右の判事に事件の関係書類を

引渡す。

第八条 【公開審理への憲法院の招集】

- ① 一九五三年三月一日法律第八七号第二九条二項の期間満了後二〇日以内に、長官は、係属している事件の状況を勘案して、長官令により審理の日を定め、憲法院を招集する。
- ② 審理に定められた日の少なくとも二〇日以前に、長官令の写が書記官の責任において構成当事者に通知される。

第九条 【評議部への憲法院の招集】

- ① 当事者構成がなされるときには、長官は憲法院の評議部を招集することができる。
- ② 長官は予審判事の意見を聞き、事案が明白に理由なしとみなされる場合には、前項と同様に憲法院の評議部を招集することができる。
- ③ 憲法院の評議部の会議に定められた日の二〇日以前に、長官令の写が書記官の責任において構成当事者に通知される。
- ④ 憲法院は、事案が本条二項に該当しないとみなしたときには、これを公開の審理に付す。

第一〇条 【準備書面の寄託】

審理または前条二項に定める評議部の会議の二二日以内のいずれの日にも、合議体および当事者に必要な部数の写をもって準備書面を憲法院に寄託することが認められる。

十一条 【判事への文書の交付】

審理または評議部の会議の少なくとも一〇日以内に、憲法院における裁判を開始せしめた文書およびその後の手続に関するすべての文書の謄本を含む訴訟記録が、書記官の責任に

において各判事に交付される。

十二条 【証拠方法】

憲法院は、命令をもって、適切とみなす証拠方法を提出し、取調にあたり遵守すべき要件と様式を定める。

十三条 【証拠方法の取調】

- ① 証拠方法の取調は、書記官の補助の下に予審判事の責任によつて行なわれ、書記官は調書を作成する。
- ② 当事者は、当事者尋問に定められた日の一〇日以内に書記官より通知を受ける。
- ③ 証拠方法の取調費用は憲法院の予算で負担する。

第十四条 【予審の終結と憲法院の再招集】

- ① 証拠方法の取調が終結すると、関係書類は書記局に寄託される。
- ② 書記官は、構成当事者に前項の寄託を通知する。
- ③ 前項の通知から二〇日以内に、長官は憲法院の再招集の日を定める。この場合、第八条または第九条一項の規定が準用される。

第十五条 【訴訟手続の併合】

- ① 長官は、職権によりまたは当事者の請求により、二以上の事件を同一の審理に付し、場合によっては併行して弁論が行なわれる様命令することができる。
- ② 弁論の後、憲法院は併合すべきか否か、またいかなる事件を併合すべきかを決定する。

第十六条 【判事の回避および忌避】

判事の回避および忌避に関する規定は、一九五三年三月一

一日法律第八七号第四七条に定める場合を除いて適用されない。

第一七条 「公開の審理」

- ① 審理において、報告判事は事案の要点を申し述べる。
- ② 報告の後、当事者の弁護士は自己の結論にいたる理由を簡潔に陳述する。
- ③ 長官は、弁論を整理し、審理すべき重要な論点を定めることができる。

④ 本条の場合には、一九五三年三月十一日法律第八七号第一五条、第一六条および第一七条ならびに民事訴訟法典第二二八条二項および第二九条が準用される。

第一八条 「命令および判決の評決」

- ① 命令および判決は評議部で評決される。評議には、弁論の終結に至るすべての審理に立会ったすべての判事が参加しなければならない。
- ② 報告判事が最初に表決し、次いで年少の判事から順次表決し、最後に長官が表決する。
- ③ 表決の後、憲法院は命令または判決の起草にあたる一名の判事を指名する。命令または判決文は評議部で可決される。
- ④ 決定の日付は、前項の可決の日とする。
- ⑤ 命令または判決には長官およびすべての判事が署名するが、起草にあたった判事の名は表示されない。

第一九条 「訴訟費用」

憲法院における裁判においては費用負担については言渡さない。

第二〇条 「棄却の命令の公示」

長官は、合憲性の問題に関する申立てを棄却する命令の概略を、寄託の日から一〇日以内に、一九五三年三月十一日法律第八七号第二五条により行なわれた司法機関の命令の公示の識別番号の表示とともに、共和国官報および関係する州の公報に掲載する措置をとる。

第二一条 「判決および命令の脱漏または実質的誤謬の更正」

- ① 憲法院は、職権によっても、判決および命令の脱漏または実質的誤謬の更正を評議部において命令をもって行なう。この命令は構成当事者に事前に通知される。
- ② 更正命令は、更正された判決または命令の原本に添付される。
- ③ 法律または法律の効力を有する行為の違憲を宣言する判決の場合には、更正命令には一九五三年三月十一日法律第八七号第三〇条一項および二項の規定が適用される。

第二二条 「訴訟手続の停止、中断および消滅」

訴訟手続の停止、中断および消滅に関する規定は、憲法院における訴訟については適用されない。合憲性の判断を促した司法機関において停止されていた訴訟が消滅した場合といえども、その理由のいかんを問わず同様とする。

第二章 主要問題型における合憲性の問題

第二三条 「合憲性の問題を促す訴え」

- ① 一九五三年三月十一日法律第八七号第三一条、第三二条お

よび第三三条に定める場合において、合憲性の問題を促す訴えは、当該法律に定める送達の後、文書および記録とともに憲法院に寄託されなければならない。州が裁判において当事者構成するためには、さらにローマの住所の選定を含む特定代理委任状の寄託が必要とされる。

- ② 前項の規定は、前項の法律の第三五条および第三六条に定める権限問題を促す訴えにも適用される。
- ③ 訴えられた当事者は主張書面を提出し、訴えの寄託の日より二〇日以内に当事者構成をすることができる。

第二四條 「公示」

- ① 長官は、文書および送達の真性を確認し、一九五三年三月一日法律第八七号第三二条、第三三条および第三六条に定める場合の一に該当するとみなしたときには、書記官の責任において訴えを登録簿に順番に付記した後、共和国官報への訴えの公示を命ずる。

- ② 前項の法律の第三一条および第三五条に定める場合に該当するときは、長官は、訴えの寄託を共和国官報および州の公報に掲載する措置をとる。

第二五條 「訴えによる手続に関する規定」

本章に定める裁判においては、第五条、第六条、第七条、第八条および第一〇条から第二一条までが準用される。訴えの放棄が全当事者により同意される場合にのみ訴訟手続は消滅する。

第三章 権限争議

第二六條 「国家の諸権力間の権限争議の訴え」

- ① 一九五三年三月一日法律第八七号第三七条に定める訴えは、争議理由の概略および当該事項を規律する憲法規定の表示を含むものでなければならない。訴えには署名を付し、これを憲法院の書記局に寄託しなければならない。

- ② 長官は、寄託が行なわれると、前項の法律第三七条三項に定める目的のために憲法院の評議部を招集する。

- ③ 訴えは、本条一項の法律第三七条四項の規定により行なわれた送達の証明とともに、最終の送達から二〇日以内に憲法院の書記局に寄託される。

- ④ 前項に定めると同一の期間内に、当事者構成が行なわれ、事後の訴訟手続においては第二条一項、第五条、第六条、第七条、第八条、第一〇条から第十九条まで、および第二一条が適用される。

- ⑤ 裁判における代理および弁護については、一九五三年三月一日法律第八七号第三七条六項の規定が準用される。

- ⑥ 訴えの放棄が全当事者により同意される場合にのみ訴訟手続は消滅する。

第二七條 「国と州および各州間の権限争議の訴え」

- ① 一九五三年三月一日法律第八七号第三九条および第四二条に定める訴えは、内閣総理大臣に送達されなければならない。ただし、内閣総理大臣が提訴している場合は除く。
- ② 訴えは、最終の送達から二〇日以内に、必要な場合には特

定代理委任状とともに、憲法院書記局に寄託される。

- ③ 前項に定める期間内に、当事者構成が行なわれる。事後の訴訟手続においては第三条一項、第五条、第六条、第七条、第八条、第一〇条から第十九条まで、および第二十一条が適用される。

- ④ 訴えの放棄が全当事者により同意される場合にのみ訴訟手続は消滅する。

第二八条 「執行停止の命令」

- ① 一九五三年三月一日法律第八七号第四〇条に定める行為の執行停止は、いかなる訴訟段階においても請求することができる。

- ② 憲法院は、当事者の代理人の意見を聞き、適当とみなす事前の調査に基づき、評議部において理由を付した命令により、前項の措置をとる。

- ③ 当事者は記録および準備書面を提出することができる。

- ④ 申立ては口頭弁論においても提出することができる。

第四章 最終および経過規定

第二九条 「憲法院判決・命令公式集」

憲法院の判決および命令には、年次別に番号を付し、憲法院の指定する一名の判事の監修の下に憲法院判決・命令公式集に全文これを掲載する。

第三〇条 「書記局の権利」

- ① 憲法院における訴訟手続については、いかなる手数料をも

免除する。

- ② 憲法院は、特別の給付につき書記局に属する権利を決定する。

第三一条 「経過規定」

本補充規定の施行日に憲法院に係属している訴訟手続における当事者構成については、施行日の一〇日後までこれを認める。ただし、満期がこの日より後に到来する場合にはこの限りでない。

第三二条 「本補充規定の施行」

本補充規定は、共和国官報による公布の日の翌日から施行する。